



山北町いじめ防止基本方針

～思いやりと笑顔のあふれる学校づくりのために～

平成 27 年 2 月
(令和 6 年 3 月改定)

山北町教育委員会

目 次

はじめに	1
I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	
1 いじめの定義	2
2 いじめに対する基本認識	2
3 いじめ対策の基本理念	3
II 基本的施策・措置	
1 山北町教育委員会の施策	
（1）いじめの未然防止	4
（2）いじめの早期発見	5
（3）いじめの早期対応・早期解決	5
（4）家庭・地域・関係機関との連携	6
2 学校が実施する措置	
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	6
（2）いじめの未然防止	6
（3）いじめの早期発見	7
（4）いじめの早期対応・早期解決	7
（5）家庭との連携	7
（6）関係機関との連携	8
（7）地域との連携	8
（8）学校評価における留意事項	8
III 重大事態への対処	
1 山北町教育委員会または学校による対処	
（1）重大事態発生の報告	8
（2）組織の設置	8
（3）事実関係を明確にするための調査	8
（4）いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供	9
（5）調査結果の報告	9
（6）調査結果を踏まえた措置等	9
IV いじめの防止等を推進する体制	
1 学校におけるいじめの防止等を推進するための体制	9
2 教育委員会におけるいじめの防止等を推進するための体制	
（1）人権啓発活動	11
（2）各種研修会	11
（3）関係機関等との連携	11
（4）組織的体制	
①山北町いじめ問題対策会議	11
②山北町いじめに関する調査	11

はじめに

今日の著しい社会状況の変化の中で、子どもたちを取り巻く状況は多様化しています。そのような中で、子どもたちの心身の健やかな成長は社会全体の願いであり、子どもたちが生き生きと活動できる社会をつくることは重大な責務です。

これまで、山北町では、いじめの根絶をめざし、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けて様々な取り組みを進めてきました。しかしながら、インターネット上のいじめ等新たな課題も生じ、全国的にいじめの問題は複雑化・多様化してきており、社会問題ともなっています。そうした中で、いじめを根絶する視点から、家庭・学校・地域が協働して対策を進めることが必要とされています。このような状況を踏まえ、平成25年9月にいじめ防止対策推進法^{※1}（平成25年法律第71号 以下「法」という。）が施行されました。

山北町では、「人権尊重のまちづくりの推進」を第6次総合計画にうたい、すべての人々が互いを認め合い、尊重する人権のまちづくりをめざしています。また、教育委員会では、基本目標として「すべての人がお互いの人権を尊重し、共に協力して支え合うこと」を掲げ、人権教育や人権啓発活動に努めています。

これらを受け、未来を担う子どもたちが安心して生活でき、その個性や能力をいかんなく発揮することができるよう、いじめの防止等に向けた総合的な対策を推進するために、平成27年2月に「山北町いじめ防止基本方針」を策定しました。

このたび、山北町の総合計画と、生徒指導提要の改訂に伴って、基本方針を一部改訂することとしました。

※1 「いじめ防止対策推進法」

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるもの。

I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条で「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為も含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないように努めることが必要である。』と補足されています。さらに、平成29年3月の改正により「けんかやふざけあいであっても、背景にある事情を調査し、いじめに該当するか判断する」という内容が付け加えられました。

山北町では、法の定義や国の基本方針及び神奈川県の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめとしてとらえます。

2 いじめに対する基本認識

いじめはすべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

◇絶対に許されない行為です

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為です。

◇様々な場面で起こり得ます

いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。インターネット等をとおして、直接的な場面以外でも行われます。

◇だれでもどこでも起こり得ます

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得るものです。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わ

りながら被害と加害を経験するものです。また、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた所属集団の構造上の問題でもあります。

◇発見しにくいものです

いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。

◇犯罪行為にもなります

いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念

「山北町民憲章」※²にあるように、「思いやりと笑顔のあふれるまち」をつくるとともに、町全体で人権尊重の理念を持って、子ども一人ひとりの「いのち」が輝く山北町をめざし、心豊かで安全・安心な社会の形成に向けて、子どもと大人がともに当事者意識を持って、いじめ問題に取り組むため、次の項目を基本理念として掲げます。

◇社会全体で共有します

「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を社会全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。

◇見守り、連携を深めます

学校の内外を問わず、様々な場所・場面でいじめが起り得ることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町、県及び国が連携して取り組みます。

◇安心できる学校生活にします

学校はすべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じていじめの防止等に取り組みます。

◇よりよい仲間づくりをします

学校は、いじめを生まない土壌をつくるため、自己有用感※³や他者を思いやる気持ちの育成に努め、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。

◇いのちを大切にすることを育てます

大人はあらゆる機会をとおして、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にしていじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。

※2 「山北町民憲章」

昭和60年9月18日に制定された山北町民としての理想的な姿。

1. 恵まれた自然を大切にし、美しいまちをつくります。
1. 情操ゆたかな、文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、礼儀正しいまちをつくります。
1. 仕事にはげみ、活力のあるまちをつくります。
1. 思いやりと笑顔のあふれるまちをつくります。

※3 「自己有用感」

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

Ⅱ 基本的施策・措置

町は、本基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的に推進します。また、これらに必要な措置を講ずるとともに、国・県の施策・事業を有効に活用することで、対策の効果的な推進を図ります。

1 山北町教育委員会の施策

教育委員会は、町立各小・中学校において、次のようないじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決に向けた取り組みが推進されるよう必要な支援・助言等に努めます。

(1) いじめの未然防止

- ・児童・生徒に対し、人権感覚や規範意識の醸成を図り、いじめに対する認識を高めます。

- ・すべての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活にします。
- ・児童・生徒が、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けます。
- ・他者の大切さを認め、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするため、コミュニケーション能力等の育成に努めます。
- ・様々な人々との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育みます。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処をします。
- ・常に児童・生徒の状況を把握するとともに、相談体制の構築に努めます。
- ・外部の専門機関の相談窓口について、周知等を行います。
- ・講演や事例研究などの校内研修会等をとおして教員の資質の向上を図ります。
- ・教職員と児童・生徒及び保護者との間に信頼関係を築くよう努めます。
- ・教職員間での情報の共有化を図り、日頃の行動や態度等のきめ細かな把握に努めます。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- ・学校からいじめの報告を受けた際に、学校における「いじめ問題に取り組むに当たって中核となる組織」によって対応し、早期解決に向けて、組織的体制で事案に取り組みます。
- ・学校からいじめの報告を受けた際に、学校が家庭と連携し、適切な対応が図れるように努めます。インターネットを通じて行われるいじめについては、短期間で広範囲に広がり得るものであるため、特に迅速に対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められる時には、学校警察連携制度※4の活用を含め、学校が警察等の専門機関と連携して取り組みます。
- ・いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめに至った背景や原因を十分に把握するとともに、適切かつ毅然とした指導を行います。また、いじめを繰り返さないように、いじめを行った児童・生徒へのカウンセリングをはじめ、保護者に対しても助言や支援に努めます。

※4 「学校警察連携制度」

違法行為を繰り返している子どもの立ち直りや、犯罪被害に遭うおそれがある子どもを守るために、学校と警察が相互に児童・生徒の個人情報を提供して、学校・家庭・警察が一体となった指導や支援を行うもの。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ・児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするため、家庭におけるいじめへの対応に関する相談体制の充実を図ります。
- ・大人がいじめは許されない行為であるということを認識し、社会全体でいじめから児童・生徒を守る意識を共有することができるよう、人権意識の向上を図るために啓発活動を行います。
- ・学校内のいじめだけでなく、塾やスポーツ団体など外部までの広がりがあることから、関係団体・地域等と連携して対応します。
- ・いじめを受けた児童・生徒やいじめに関わった児童・生徒の支援のため、警察や児童相談所、福祉等の関係機関や自治会・民生委員・児童委員等との連携に努めます。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・法第13条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針または県や町のいじめ防止基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取り組みについての基本的な方向や取り組み内容等を定めます。
- ・より実効性の高い取り組みを実施するため、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図ります。

(2) いじめの未然防止

- ・人権教育や道徳教育をはじめとする学校の教育活動全体で人権感覚や規範意識の醸成を図り、「いのちを大切にすること」や「他者を思いやる気持ち」を育み、いじめに対する認識を高めます。
- ・授業や学校行事、教育相談等をとおして、すべての児童・生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活とします。
- ・教職員は「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、児童・生徒が、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けます。
- ・他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするため、コミュニケーション能力等の育成に努めます。
- ・地域交流や職場体験学習、ボランティア活動等をとおして、様々な人々との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育みます。
- ・インターネット等によるいじめを防止するため、情報モラル教育の推進

を図ります。

(3) いじめの早期発見

- ・ いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処をチームで組織的に行います。
- ・ 学校が定期的に行う教育相談やアンケート調査等によって、常に児童・生徒の状況を把握に努めます。
- ・ 教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合は速やかに校内のいじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげます。
- ・ 児童・生徒が困った時に相談しやすい仕組みやいじめに対する声を上げやすい環境、雰囲気づくりに努めます。
- ・ 表面の行動に惑わされることなく、内面の感情に思いをはせ、敏感に感じ取るように努めます。
- ・ 外部の専門機関の相談窓口について、児童・生徒・保護者への周知等を行います。
- ・ 校内研修会等をとおして教職員の資質の向上を図り、児童・生徒が発するいじめの小さなサインを見逃さないように努めます。

(4) いじめの早期対応・早期解決

- ・ いじめを認知、またはいじめに係る通報を受けた場合、被害者保護を最優先し、家庭との連携のもと、直ちに組織的な対応を図るとともに、再発防止に努めます。
- ・ 多面的な情報をつき合わせて全体像を把握し、的確な対応を行うため、協同的な体制で取り組みます。
- ・ 「いじめの解消」と判断する条件を「いじめ行為が3か月以上ないこと」「被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること」とし、解消に向けて継続的に対応します。
- ・ 解決が図られた後も、定期的に家庭との連携の機会を持つなどの配慮に努めます。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められる時には、学校警察連携制度の活用を含め、警察等の専門機関と連携して取り組みます。

(5) 家庭との連携

- ・ 学校はいじめの問題をよりよく解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組みます。
- ・ 学校及び教職員は家庭と連携し、子どもをいじめから守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、信頼関係に基づいて安心安全な学校生活が送れるよう適切な助言や支援を行います。

(6) 関係機関との連携

- ・いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくために医療や福祉などの専門機関と協力し対処していきます。
- ・犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。

(7) 地域との連携

- ・学校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな人間性の成長を促します。
- ・いじめは、学校外やインターネットの中で起こっていることもあるため、学校と地域が連携して未然防止や早期解決にあたります。

(8) 学校評価における留意事項

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、学校の評価に位置づけ、PDCAサイクルに基づいて、改善見直しを行います。

Ⅲ 重大事態への対処

1 山北町教育委員会または学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

- ・学校は重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告します。

(2) 組織の設置

- ・教育委員会は重大事態への対処及び同種事案の再発を防止するため、法第28条第1項に規定する調査等を実施します。

(3) 事実関係を明確にするための調査

- ・教育委員会または学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ・教育委員会は、学校が調査を行う場合に、必要な指導、助言または支援を行います。
- ・学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種事案の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会が調査を実施します。

(4) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

- ・教育委員会または学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、「ガイドライン」※⁵に基づき当該調査に係る必要な情報を適時・適切に提供します。
- ・提供にあたっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。
- ・調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

※⁵ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

平成29年3月に文部科学省が策定したガイドライン。いじめ防止対策推進法28条第1項「いじめの重大事態への対応」について定めたもの。

(5) 調査結果の報告

- ・教育委員会または学校は、調査の結果について町長に報告します。なお、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、教育委員会または学校は、あらかじめそのことを、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に伝えておきます。

(6) 調査結果を踏まえた措置等

- ・町長及び教育委員会は、調査及び再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種事態の発生防止のために、必要な措置を行います。

Ⅳ いじめの防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等を推進するための体制

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内にいじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹となる組織であり、設置にあたっては、

各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめ防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮します。

この組織の構成員は、当該学校の複数の教職員や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

具体的には、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター※⁶、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー※⁷等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図ります。

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取り組みの中核的な役割を担います。主な役割は次のようなものがあります。

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの年間計画の作成及び進行管理
- いじめに関する教職員研修等の実施
- いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- いじめに関する通報及び相談への対応
- いじめや問題行動等に係る情報の収集
- いじめ事案に対応するための会議の開催
- いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- いじめ事案に係る記録と情報の共有
- いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- 在校生やその保護者に対する情報提供 等

※6 「教育相談コーディネーター」

各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、課題解決に向けた推進役となる教員のこと。

※7 「スクールカウンセラー」

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置される臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。

2 教育委員会におけるいじめの防止等を推進するための体制

(1) 人権啓発活動

関係各課及び関係各種団体との連携のもと、「人権啓発チラシ」の配付や「人権講演会」及び「青少年健全育成大会」の開催等をとおして、児童・生徒、保護者及び地域に対して人権意識を高めるよう努めます。

(2) 各種研修会

教職員の資質向上及び人権感覚を磨くことをめざし、町教育委員会事業「人権研修会」及び「幼児・児童・生徒指導担当者連絡会」等において、教職員の研修を行います。

(3) 関係機関等との連携

家庭・地域及び町関係各課や県警少年相談・保護センター、児童相談所、警察等の専門機関とも密に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決に努めます。

(4) 組織的体制

①山北町いじめ問題対策会議

町内の学校が地域の様々な団体等と連携していじめ防止に関する措置をより実行的に行えるようにするため、「山北町いじめ問題対策会議」※⁷を設置します。この会議において、山北町いじめ防止基本方針に基づく学校、関係機関等の取り組み状況に関する情報を共有し、よりよい取り組みに向けて意見交換等を行います。

※⁷「山北町いじめ問題対策会議」

町内の学校が地域の様々な団体等と連携していじめ防止に関する措置をより実行的に行えるようにするために設置する会議のこと。町立小・中学校、町教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係機関・団体の代表者等で構成する。

②山北町いじめに関する調査

学校で発生したいじめの重大事態については、法第28条第1項の規定により調査を行います。

この調査では、学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするため、公平性・中立性・客観性を担保します。